

北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）検討案（たたき台）

第 1 章 基本事項

現 行	見直しの方向
<p>1 計画策定の趣旨</p> <p>(1) 北海道の明日を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民すべての願いであり、青少年が健全に育成される社会の実現に努めることは、私たちの大きな目的です。</p> <p>(2) 道では、こうした次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資するため、平成18年12月に「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改め、青少年の健全な育成に関し、基本理念等を定め、道の責務等を明らかにしたうえで、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとし、併せて新たな社会環境の変化等に対応し、青少年を取り巻く環境の整備や福祉を阻害する行為の防止に努めることとしたところです。</p> <p>(3) 改正条例においては、青少年の健全育成の基本理念として、「青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行われなければならない」こと、また、「家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない」ことの2点が掲げられるとともに、道、保護者及び事業者の責務、青少年の努力、道民の役割が定められました。</p> <p>(4) また、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに、基本的な計画を定め、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めることとされました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4月、子ども・若者育成支援推進法の施行及び平成22年7月同法に基づく子ども若者育成支援推進大綱（国）策定したことを追加 ・ 平成26年4月、近年の情報化社会の急速な進展等、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため条例の一部改正が施行されたことを追加 <p>上記を踏まえて計画の見直しを行うこととした旨を追加</p>

現 行	見直しの方向
<p>2 計画の性格</p> <p>(1) この計画は、「北海道青少年健全育成条例」第9条に基づき、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について示す基本計画であるとともに、「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）」を推進するための特定分野別計画としての性格を有するものです。</p> <p>(2) 計画の推進に当たっては、国・市町村はもとより、地域において青少年健全育成活動に積極的に取り組んでいる関係民間団体や事業者等とも緊密な連携を図りながら地域社会が一体となって推進する必要があることから、関係機関・団体及び青少年自身を含め、道民の皆さんの理解と協力をお願いするものです。</p>	<p>後段に、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」と位置づけることを追記</p>
<p>3 計画の期間</p> <p>(1) この計画は、2008（平成20）年度からおおむね10年間にわたる計画として策定しています。</p> <p>なお、青少年を取り巻く社会情勢や環境の変化等も踏まえ、おおむね5年後に施策の進捗状況等の検証を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ、この計画の見直しを行うこととします。</p>	<p>今回の見直したことから、見直し規定である「なお・・・」は削除</p>
<p>4 対象とする青少年の範囲</p> <p>(1) 青少年のとらえ方は法令等によっても異なり、年齢による一律の区分ありませんが、青少年の就学期間の伸張により、学生の時期が30歳前後まで続く場合があること、雇用環境の厳しさ、青少年自身の勤労観の変化等により、経済的自立が困難な青少年の増加等の課題に対応していく必要があるため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する青少年育成推進本部の「青少年育成施策大綱」（青少年育成推進本部平成15年12月決定）に準じ、この計画に基づき健全育成を推進するための施策は、おおむね30歳までの青少年を対象とします。</p>	<p>条例改正により、青少年の下限が撤廃されたこと、及び子ども・若者ビジョンに準じ、「主たる対象は30才未満とし、施策によっては40才未満」と修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>(2) なお、「北海道青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全育成のための社会環境の整備（同条例第14条～第30条）や青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限（同条例第31条～第44条）の対象となる青少年は、学齢の始期から18歳に達するまでの者（婚姻により青年に達したと見なされる者を除く。）までとしています。</p>	<p>条例の改正により年齢の下限が撤廃されたことから、「学齢の始期」を削除</p>